

# 第10回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成24年 3月26日（月）  
午前10時～  
泉区役所 特別会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
  - (1) 第二次地区の実施区域について
  - (2) 第二次地区のエリア界について
  - (3) 今後の検討スケジュールについて
  - (4) 次回検討委員会までの周知内容について
  - (5) 次回検討委員会について
- 4 閉会

## 第10回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1-1 第一次地区の進捗について（報告）

資料1-2 泉区和泉町第一次地区住居表示に関する調査実施のお知らせ

資料2 泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシについて（報告）

資料3-1 第二次地区現地調査について（報告）

資料3-2 第二次地区現地調査地図

資料4 第二次地区の実施区域について

資料5 第二次地区のエリア界について

資料6 今後の検討スケジュールについて

## 第一次地区の進捗について（報告）

## 1 案の公示について

平成24年2月15日（水）に、泉区和泉町第一次地区の案を横浜市報に登載しました。

また、公示の日から30日以内に、案に対する変更の請求はありませんでした。

## 2 実施までのスケジュールについて

時期	法的手続	事務手続
平成24年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住調査実施のお知らせ</li> <li>・居住調査開始</li> </ul>
5月	横浜市会に議案提出	
6月	横浜市会で議決（予定）	
8月	実施の告示（横浜市報掲載）	
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新住所通知</li> <li>・地元説明会のお知らせ</li> </ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元説明会開催</li> <li>・住居表示実施</li> </ul>

## 3 居住調査について

平成24年4月中旬から、新住所を付けるため、また、「住居表示変更証明書」の発行が必要な方等を確認するため、調査（居住調査）を行います。このため、実施地区にお住まいの方及び事業所に、平成24年4月9日（月）から、調査実施のお知らせのチラシを全戸配付します。

## (1) チラシの概要（別紙 資料1-2 参照）

- ア 内容
- ・調査について
  - ・住居表示実施に伴う手続について
- イ 配付対象 泉区和泉町第一次地区にお住まいの方（事業所も含む）  
（約2,500世帯）
- ウ 配付時期 平成24年4月9日（月）～4月13日（金）
- エ 配付方法 横浜市委託業者によるポスティング

# 泉区和泉町第一次地区 住居表示に関する調査実施のお知らせ

平成24年秋に予定している住居表示の実施のため、次のとおり調査を行いますので、お知らせします。

- ・調査は、平成24年4月中旬から同年秋頃までです。
- ・新住所を付けるため、家屋の形状や、出入口の位置などを調査します。
- ・住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため、お住まいの方のお名前、マンションの名称、事業所の有無などを調査します。

**調査員がお伺いしてお尋ねすることがありますので**

**ご協力をお願いします。**

※横浜市が調査を委託したスリーエム技研株式会社の調査員がお伺いします。

※電話による調査は行いません。

※個人情報適正に管理し、住居表示の実施目的以外には使用しません。

## 住居表示を実施すると…

- 新住所は、「横浜市 泉区 下和泉〇丁目〇番〇号」となります。
- 新住所の通知、住所変更の主な手続のご案内などは、住居表示実施の約1か月前にお配りします。（調査の状況により、お届けが遅れる場合があります。）
- 住所変更の主な手続については、説明会を開催してお知らせします。（住居表示実施の約1か月前を予定しています。日程については、別途チラシをお配りします。）
- 住民票などの公簿は、住居表示実施日に自動的に変更されます。
- 運転免許証や各人の取引・契約など、ご本人による住所変更が必要なものは、お手数ですが、住居表示実施日以降に、ご自身で変更手続をお願いします。
- 住居表示実施に伴い、これまでお使いの住所が変更になりますので、住所の入った印刷物（名刺・包装紙・パンフレット等）の作成、ゴム印等の作製にはご注意ください。
- 郵便物は、住居表示実施後数年間は、旧住所でも配達されます。

【問合せ】横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示係  
TEL 045-671-2321  
FAX 045-664-5295  
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

# 泉区和泉町 第一次地区

下和泉地区センター  
下和泉地域ケアプラザ

〒 横浜和泉南郵便局

文 下和泉小学校

下和泉四丁目

和泉土橋公園

下和泉公園

深谷通信所

下和泉五丁目

下和泉  
ふれあい公園

くるみ保育園

なかよし幼稚園  
なかよし保育園

環状4号線

コープかながわ  
和泉店

下和泉三丁目

下和泉一丁目

和泉池田公園

戸塚区深谷町

和泉アカシア公園

苗場保育園

下和泉二丁目

戸塚区俣野町

- 町の境界
- 区境界
- 道路

泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシについて（報告）

1 チラシの配付について

- (1) 配付期間 平成 24 年 2 月 15 日（水）～平成 24 年 2 月 21 日（火）
- (2) 配付枚数 19,000 枚（横浜市委託業者によるポスティング）

2 事務局への問合せについて

- (1) 受付期間 平成 24 年 2 月 15 日（水）～平成 24 年 3 月 23 日（金）  
(配付開始日から第 10 回検討委員会前まで)
- (2) 総数 13 件
- (3) 内容

日付	内容	詳細	地区
2月15日 (2件)	反対意見（新町名について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰が決めたのか。勝手に決められた。</li> <li>・今、町名についていないのに、わざわざ「下」をつける必要がない。絶対に許さない。</li> </ul>	不明
	質問（実施の有無）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住んでいるところでは実施されるか。</li> <li>・実施しない地域にまで配付する必要はない。</li> </ul>	いずみ野駅 周辺
2月16日 (2件)	意見（丁目のつけ方について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居番号を時計回りにつけるなら、丁目もそれに合わせた方が分かりやすいのではないか。</li> </ul>	和泉町 7300番台
	質問（時期・手続について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元説明会はどのような内容か。</li> <li>・地元説明会開催についてチラシは配付されるか。</li> </ul>	和泉町 4500番台
2月20日	質問（範囲・時期について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次地区以降の実施範囲と実施時期を教えてください。</li> </ul>	不明
2月21日 (3件)	質問・意見（範囲・時期について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所があるが、実施区域内か。印刷物の関係もあるので、正確な情報を早めに教えてください。</li> <li>・住居表示により町を分けると、自治会町内会は再編されるのか。</li> </ul>	和泉町 1900、1200 番地台
	質問（範囲・時期について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所があるが、実施区域内か。案内等の変更が必要なので、今すぐの実施は困る。</li> </ul>	和泉町 3900、4100 番地台

	質問・意見（範囲・新町名について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住んでいるところでは実施されるか。</li> <li>・自分が第一次地区の住民だったら、「下和泉」という町名に賛成しない。住民の意見は聞いたのか。</li> </ul>	和泉町 900 番台
2月22日	質問（基礎調査について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員は何を調べているのか。</li> <li>・調査員から質問されるが、答えなくてはいけないのか。</li> <li>・今回のチラシに載せるなど、調査員が来ることを事前に周知すべきだ。</li> </ul>	第一次地区
2月23日	反対意見（実施について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉町で住居表示を実施することは決定なのか。</li> <li>・住所が分かりづらいのは理解しているが、戸塚区からの分区時に手続が面倒だったので、実施には反対だ。</li> </ul>	和泉町 2700 番台
2月24日	質問（手続について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続が必要なものは何があるか。</li> <li>・手続はどのように行うのか。</li> <li>・実施案・実施時期について、チラシ配付はされるか。</li> </ul>	第一次地区
3月1日	質問（範囲・時期について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※平成22年度に配付したチラシを見て</li> <li>・検討はどこまで進んでいるのか。</li> <li>・今年実施される地区はあるのか。</li> <li>・何年くらいかかるのか。</li> <li>・市報に載るのか</li> <li>・自治会町内会で回覧等はしてもらえるか。</li> </ul>	伊勢山小学校周辺
3月7日	反対意見（実施について）	<ul style="list-style-type: none"> <li>※区役所に来庁</li> <li>・事業所があり、手続が大変なので反対だ。</li> <li>・連合にも意見したい。</li> </ul>	第二次地区

## 第二次地区現地調査について（報告）

### 1 開催報告

- (1) 日時 平成24年2月28日（火） 午後1時～午後3時30分
- (2) 調査箇所 別紙 資料3-2「第二次地区現地調査地図」参照
- (3) 出席者 16名（検討委員11名、大丸南町内会長、市民局窓口サービス課、泉区  
区政推進課）

### 2 内容

取り込みを検討している市街化調整区域やエリア界候補の道路等を確認しました。

現地調査後、意見交換を行いました。主な内容は次のとおりです。

#### 取り込みについて

##### 【市街化調整区域B】

「31軒、27軒の同番地」地域が市街化区域に隣接しており、取り込むことで第一次地区とも連続性が持てるため、実施区域に含めてはどうか。

##### 【市街化調整区域C】

「30軒以上の同番地」がないが、この地区を除いて公図に境界が設定できない。また、市街化調整区域Bを含めると町界が入り組むため、実施区域に含めてはどうか。

##### 【市街化調整区域D】

「30軒以上の同番地」がなく、取り込み案の道路では公図上で境界が設定できないため、今回の実施区域には含めるのは難しい。

##### 【市街化調整区域E】 別紙 資料4「第二次地区の実施区域について」裏面参照

（住居表示による町づくりにおいて、一区画だけを取り込むことは難しいため、事務局より、取り込み案を提案。）

「実施区域に含めない」、「泉が丘中学校脇の道路まで実施区域に含める」、「水路により、全て実施区域に含める」のいずれかとなる。

#### 確認事項

- ・特に市街化調整区域Eの取り込みについては、各地域で検討し、第10回検討委員会で第二次地区の取り込み範囲を決定する。



#### エリア界について

- ・市街化調整区域B・Cを実施区域に含めるとなれば、第三次・第四次地区との面積・世帯数等バランスから、線②の方がいい。
- ・理由を説明しなくてはいけない町界よりも、誰にも分かりやすい町界であるべきだ。線①では、町界が途中で屈折する理由が分からない。線②であれば、実施区域の境界になっている道路と一本でつながっているので分かりやすい。

#### 町名について

- ・エリアごとに町名を別にすると分かりにくいため、一つの名称に東西南北をつけるなど、できるだけ簡略化した方がいい。
- ・「いずみ」を用いる場合は、「和」のつく「和泉」に親しみがある。

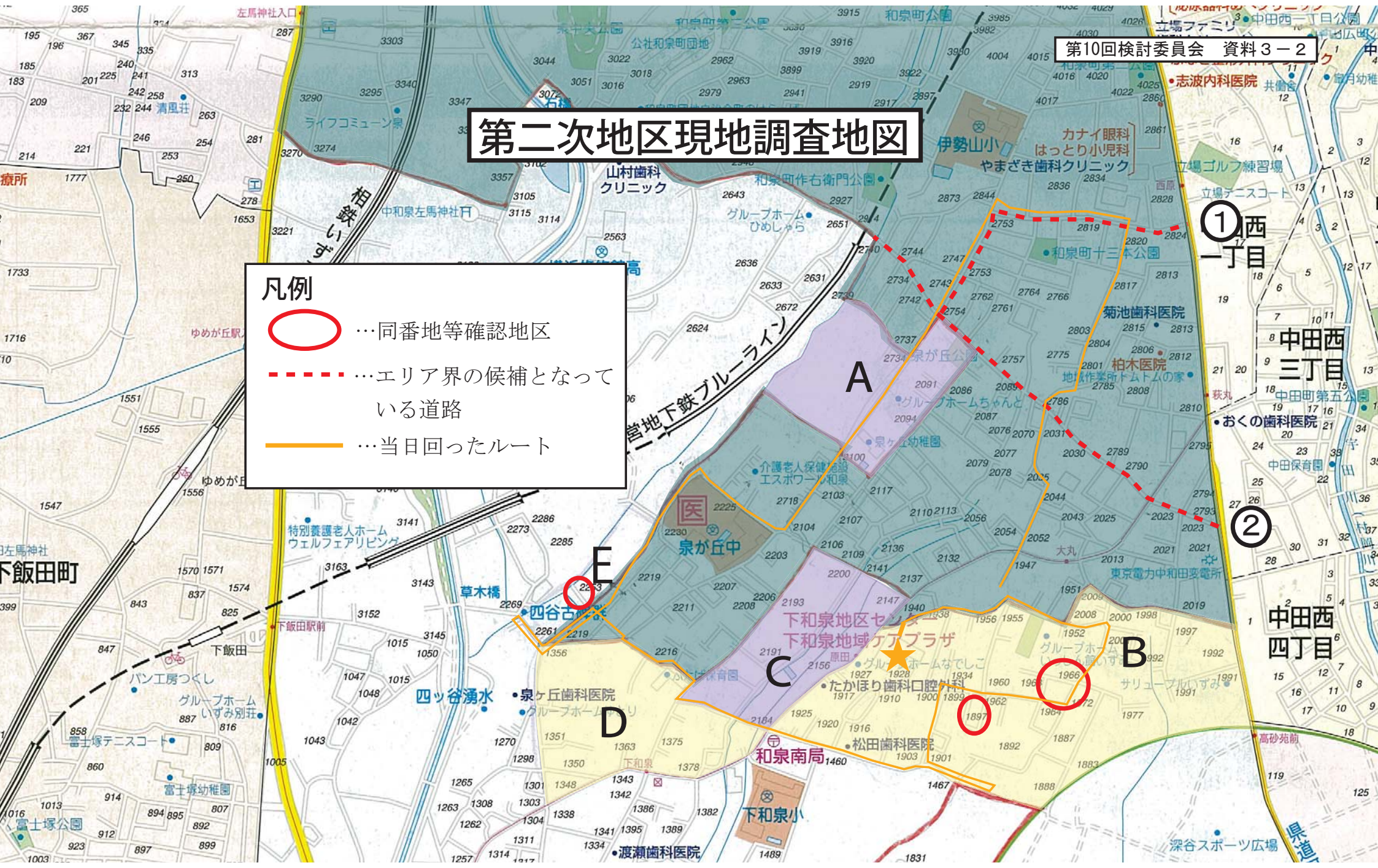
#### 確認事項

- ・町名により、エリアの範囲が変わってくるため、各地域で町名候補を検討し、第10回検討委員会で第二次地区のエリア界を決定する。

# 第二次地区現地調査地図

**凡例**

- …同番地等確認地区
- - - …エリア界の候補となっている道路
- …当日回ったルート



① 西一丁目

②

中田西三丁目

中田西四丁目

療所

下飯田町

富士塚公園

1003

1016

1013

914

894 895

892

897

809

816

887

887

837

843

1574

1571

1556

1551

1716

1733

1777

214

221

253

254

246

244

242

241

240

201

225

196

185

365

314

345

335

313

241

258

232

244

263

281

254

250

1777

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

1551

1733

1716

10

1547

1556

## 第二次地区の実施区域について

### 1 市街化調整区域の取り込みについて

#### (1) 確認内容

市街化調整区域A・Cについては、次の理由から、実施区域に含めることとしました。

#### 実施区域に含める

##### ・市街化調整区域A

町の境界を分かりやすくするため、周辺の境界に合わせ、水路とする。

##### ・市街化調整区域C

市街化区域との境界では、公図上で境界に設定できないため、最寄りの道路を境界に設定する。

#### (2) 検討内容

市街化調整区域B・D・Eを実施区域に含めるべきかどうか、また、含める場合はその理由について検討します。

#### 参考【取り込み基準】

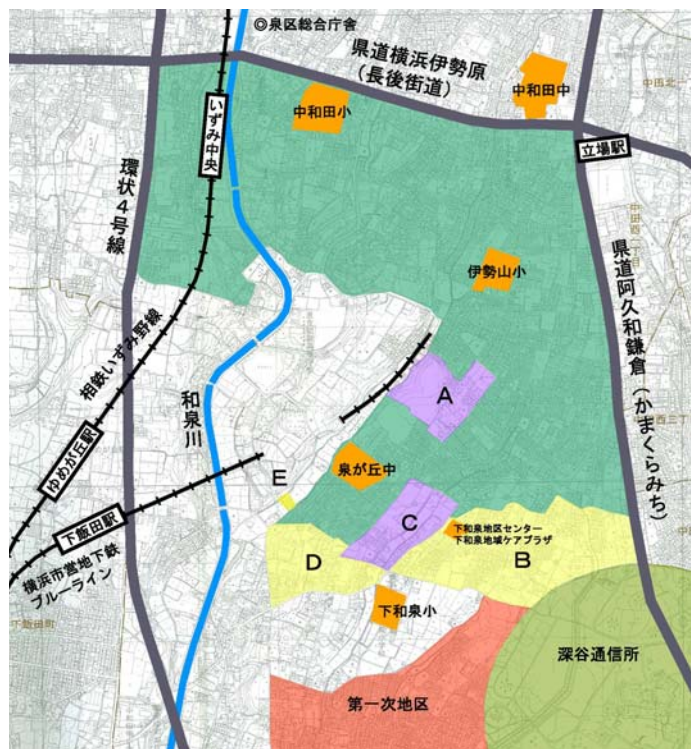
- ・検討時点で、住所の混乱が認められる（同番地が30軒以上ある）こと
- ・市街化区域と隣接していること

##### ・市街化調整区域B

「住所の混乱」の基準としている「30軒以上の同番地」が存在する。この地域を「市街化区域と隣接している」と判断して良いか。

##### ・市街化調整区域D

「30軒以上の同番地」がない。また、取り込み案の道路が公図上で境界に設定できない。



・市街化調整区域E

「30軒以上の同番地」がない。

要望理由

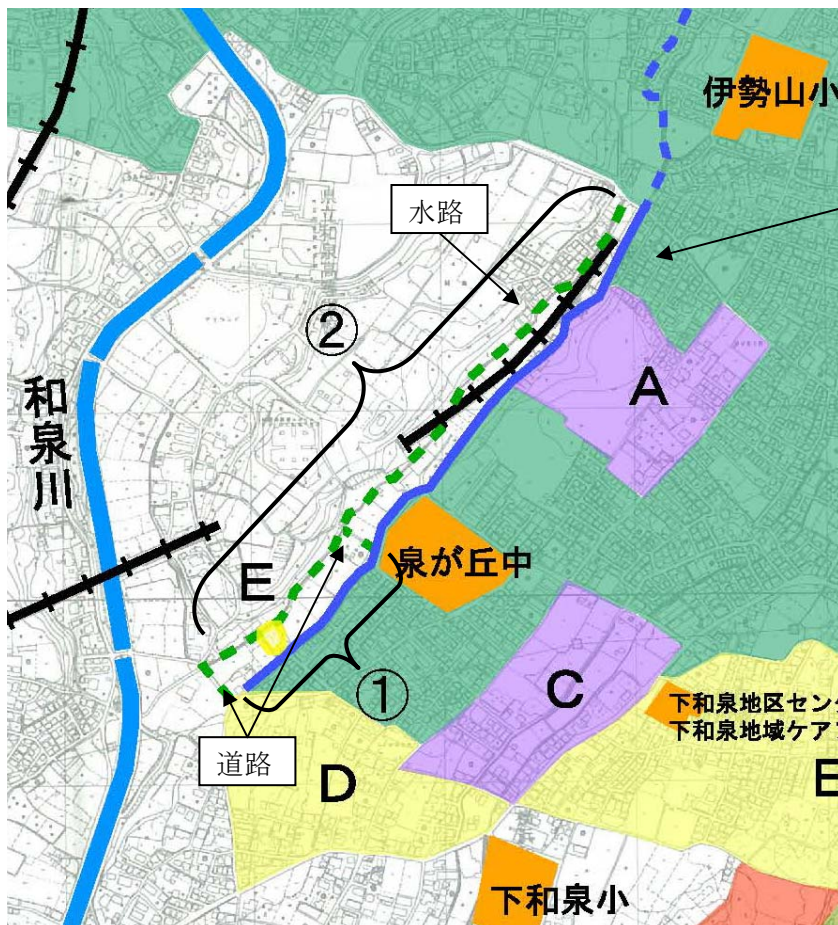
実施区域界となっている水路の前にある道路からしか、6軒の家に入出入りできず、取り込まないと住所として分かりづらくなるため。

取り込み案について

- ・町づくりの観点から、6軒の家のみを実施区域とすることは難しい。
- ・①「泉が丘中学校脇の道路まで」もしくは②「水路により、実施区域界となる道路まで」

※問題点

実施区域界を②とした場合、公図上は一本の水路で境界に設定できるが、現況は途中で鉄道敷地となり立ち入りができず、「分かりやすい町の境界」とならない。



事務局案で実施区域界として  
いる水路

○取り込み案の面積及び世帯数

	面積	世帯数
①	0.01 k m <sup>2</sup>	10 世帯
②	0.03 k m <sup>2</sup>	12 世帯

第二次地区のエリア界について

各エリアの新町名や町面積・世帯数等のバランスを考慮しつつ、第二次地区のエリア界を決定します。第二次地区のエリア界候補は次の二通りです。



線①

	面積	町数	世帯数
ア	0.43 k m <sup>2</sup>	3町	1,840世帯
イ	0.46 k m <sup>2</sup>	3町	1,780世帯
ウ	0.51 k m <sup>2</sup>	4町	2,070世帯
	0.67 k m <sup>2</sup>	5町	2,440世帯

※ウの下段は、市街化調整区域Bを含めた場合

※市街化調整区域Eを含めた場合は、面積及び世帯数が次のとおり増えます。

① (泉が丘中学校脇の道路まで)

0.01 k m<sup>2</sup>、10世帯

② (水路により、実施区域界となる道路まで)

0.03 k m<sup>2</sup>、12世帯



線②

	面積	町数	世帯数
ア	0.66 k m <sup>2</sup>	4～5町	2,700世帯
イ	0.38 k m <sup>2</sup>	3町	1,500世帯
ウ	0.36 k m <sup>2</sup>	3町	1,490世帯
	0.52 k m <sup>2</sup>	4町	1,860世帯

## 今後の検討スケジュールについて

年月日	内容	参考
平成 24 年 3 月 26 日	<b>第 10 回検討委員会</b> 第二次地区（実施区域・エリア界）の 決定	<b>事務局</b> 検討委員会後、町界案の作成
4 月	<b>各地域検討（町界について）</b>	※ <b>地域・事務局</b> 現地調査
5 月	<b>第 11 回検討委員会</b> ・町界について検討 ・町名案について検討	
6 月	<b>第 12 回検討委員会</b> ・町界の決定 （・町名アンケートについて検討）	
7 月	<b>（町名アンケート実施）</b>	※ <b>第 13 回検討委員会</b> ・町界の決定
8 月	<b>（アンケート集計）</b>	※ <b>町名アンケート実施・集計</b>
9 月	<b>第 13 回検討委員会</b> ・町名案の決定 ・地元説明会について検討	・第三次（第四次）地区の実 施区域・エリア界について 検討
11 月	<b>地元説明会（新町界・新町名案につい て）</b>	
12 月	<b>第 14 回検討委員会</b> ・地元説明会の報告 ・第二次地区実施案の決定	・第三次（第四次）地区の実 施区域・エリア界決定